

新潟工科大学 教職課程

【学部】

1) 課程の概要

本学では、「教職課程」を設けています。教職課程は、将来教育職員になる場合に必要な免許状を取得するために、教育職員免許法等に定められた専門科目を履修する課程です。

教育職員免許状の取得は、本学の規則に定められている卒業に必要な単位のほかに、教職課程の所定の授業科目の単位を修得しなければなりませんので、必ずしも容易ではありません。また、修得科目が1科目欠けても免許状の申請ができませんので、免許取得を希望する学生は、計画的に履修する必要があります。

詳細は、1年次の後期始めに教職課程ガイダンスを行いますので、免許取得を希望する学生は必ず出席してください。

2) 種類及び教科

本学で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、下表のとおりです。

学 科	免許状の種類	免許教科
工 学 科	高等学校教諭一種免許状	工業

3) 基礎資格

教育職員免許法等の規定により、本学において教育職員免許状取得の所要資格を得られる者の要件は、次のとおりです。

- ①学士の学位を得ること。
- ②本学において教育職員免許状取得に関する所定の単位を修得すること。

4) 必要な単位数

教育職員免許状の取得に必要な単位数は、下表のとおりです。

区 分	単位数	摘 要
教科及び教科の指導法に関する科目	36 単位以上	・工業の関係科目（30 単位以上） 科目については、別表 2 を参照のこと。 ・職業指導（2 単位） ・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（4 単位）
教育の基礎的理解に関する科目等	23 単位	科目については、別表 2-2 を参照のこと。
教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	8 単位以上	科目については、別表 2-3 を参照のこと。

（注）教育の基礎的理解に関する科目等（別表 2-2）は、本学の進級要件単位及び卒業要件単位として認められません。

教科及び教科の指導法に関する科目（別表 2）、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（別表 2-3）については、自由科目の「日本国憲法」及び「職業指導」、「工業科教育法Ⅰ/Ⅱ」を除き、進級要件単位及び卒業要件単位として認められます。

5) 教育実習

「教育実習」は事前及び事後の指導を除き、学外の実習校（工業高校等）において約2週間の実習を行い、実際に授業その他の教育活動に参加するものです。そのため、受入側実習校と事前に連絡を取り実習計画を立てる必要があります。

教育実習の申込み等については、3年次の6月頃にガイダンスを行い、説明します。申込手続をしない学生は、4年次の教育実習を履修できませんので、十分注意してください。

6) 免許状の申請

教職課程における所定の単位を取得した卒業見込の学生は、申請により教育職員免許状の授与を受けることができます。教育職員免許状を申請する学生は、4年次後期に行われるガイダンスに参加し、所定の申請書類を学務課へ提出してください。本人に代わって大学で一括して新潟県教育委員会へ申請します。卒業後に申請する場合は、大学所在地の新潟県教育委員会に個人で申請することになります。

また、本学大学院に進学する学生は、原則として、大学院博士前期（修士）課程修了資格で免許状の申請を行ってください。

なお、申請には申請手数料（実費）が必要となります。

7) 取得までの流れ

教育職員免許状を取得するまでのスケジュールは、以下のとおりです。

1年次	4月～	教育職員免許状取得に必要な科目について履修する。
	9月	教職課程ガイダンス（教職課程の履修申込み）
3年次	6月	教育実習ガイダンス
	10月	教育実習の申込みを行う。
	12月	教育実習ガイダンス（実習予定校の決定連絡）
4年次	4月	教育実習ガイダンス（実習資料の配付）
	4～5月	教育実習事前指導
	6～9月	教育実習
	9月	教育実習事後指導
	12～1月	免許状の申請手続きを行う。
	3月	免許状の授与(卒業式)

別表 2

教科及び教科の指導法に関する科目

区分			科 目 名	単位数	科 目 名	単位数	履修要件
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	工業の関連科目	【総合科目】 工学概論 2 【専門共通科目】 機械の要素と機構 2 地球環境とエネルギー 2 建築デザイン概論 2 暮らしの化学技術 2 電気工学基礎 2 応用力学 2 ユニバーサルデザイン 2 地域防災工学 2 電力エネルギー 2 【基礎実験科目】 工学基礎実験Ⅱ 2 【学系科目】 <u>(機械・素材・食品学系)</u> 機械力学 2 工業熱力学 2 材料力学 2 流体力学 2 機械製図 2 工業材料 2 <u>(知能機械・情報通信学系)</u> 電気回路 2 電子回路 2 電磁気学 2 機械力学 2 工業熱力学 2 材料力学 2 流体力学 2 機械製図 2 工業材料 2 <u>(建築・都市環境学系)</u> 建築計画学Ⅰ 2 建築環境工学 2 建築設備 2 建築基礎製図 2 コンクリート・土質構造 2 構造力学 2 建築施工 2 都市計画 2		【コース科目Ⅰ類】 <u>(先進製造コース)</u> 構造・機能性材料 2 機械保全技術Ⅰ 2 機械保全技術Ⅱ 2 メカトロニクス 2 構造・伝熱シミュレーション 2 応用材料力学 2 <u>(素材科学コース)</u> 構造・機能性材料 2 構造・伝熱シミュレーション 2 応用材料力学 2 <u>(食品工学コース)</u> 機械保全技術Ⅰ 2 機械保全技術Ⅱ 2 メカトロニクス 2 構造・伝熱シミュレーション 2 <u>(ロボティクスコース)</u> 自動制御 2 ロボット工学 2 フィールドロボット 2 バイオメカニクス 2 メカトロニクス 2 <u>(情報通信コース)</u> デジタル信号処理 2 通信理論 2 <u>(医療福祉工学コース)</u> バイオメカニクス 2 医療福祉工学概論 2 生体情報計測 2 <u>(建築コース)</u> 建築材料学 2 建築一般構造 2 都市デザイン 2 都市環境防災工学 2 <u>(都市防災コース)</u> 建築材料学 2 建築一般構造 2 【コース科目Ⅱ類】 <u>(先進製造コース)</u> 固体力学 2 振動学 2 伝熱学 2 <u>(ロボティクスコース)</u> ロボット制御 2		教科に関する科目として30単位以上を修得すること。
		指導業	○職業指導	2			1科目2単位を修得すること。
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		○工業科教育法Ⅰ ○工業科教育法Ⅱ	2 2			2科目4単位を修得すること。

※○印の付いている科目は、教職課程では必修となります。

別表 2－2

教育の基礎的理解に関する科目等

区分	科 目 名	単位数	開講年次
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念・思想	2	1年後期
	教職論	2	3年後期
	教育制度	2	2年前期
	教育心理学	2	2年前期
	特別支援教育概論	2	3年前期
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法・技術と特別活動論	2	2年前期
	総合的な学習の時間と教育課程論	2	2年後期
	生徒指導・進路指導	2	3年前期
	教育相談	2	3年後期
教育実践に関する科目	教育実習	3	4年前期
	教職実践演習（高）	2	4年後期

（注）教職課程では、上記11科目23単位が必修となります。

別表 2－3

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目		履 修 要 件
科 目	単位数	科 目 名	単位数	
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	
体 育	2	健康科学 A	2	教職課程では 健康科学1科目2単位以上 スポーツ実技1科目1単位以上
		健康科学 B	2	
		スポーツ実技 A	1	
		スポーツ実技 B	1	
外国語コミュニケーション	2	Communicative English A	1	2科目2単位以上
		Communicative English B	1	
		Communicative English C	1	
		Communicative English D	1	
情報機器の操作	2	コンピュータリテラシ	2	

（注）○印の付いている科目は、教職課程では必修となります。

【大学院】

1) 課程の概要

高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき、本大学院に設置する教職課程所定の単位を修得しなければなりません。

詳細は、学年始めに教職課程履修ガイダンスを行いますので、取得を希望する学生は必ず出席してください。

2) 教育職員免許状

本学で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は次のとおりです。

学 部【高等学校教諭一種免許状 「工業」：工学科】

大学院【高等学校教諭専修免許状 「工業」】

3) 基礎資格

教育職員免許法等の規定により、本学において教育職員免許状取得の所要資格を得られる者の要件は、次のとおりです。

- ① 一種免許状については、学士の学位を得ること。
- ② 専修免許状については、修士の学位を得ること。
- ③ 本学において教育職員免許状取得に関するそれぞれの所定の授業科目の単位を、修得すること。

4) 高等学校専修免許状取得に必要な単位

- ①高等学校教諭一種免許状取得者または所要資格を有する者の場合

大学院博士前期課程において、大学が独自に設定する科目を 24 単位修得しなければなりません。

- ②高等学校教諭一種免許状の所要資格を有しない者の場合

教科及び教科の指導法に関する科目 36 単位、教育の基礎的理解に関する科目 10 単位、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 8 単位、教育実践に関する科目 5 単位、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 8 単位及び大学院博士前期課程において、大学が独自に設定する科目を 24 単位単位修得しなければなりません。

5) 教職免許状取得に必要な単位

専 攻	免許教科 (種類)	大学における最低修得単位数 (一種免許状取得時の最低修得済単位)	修士課程における 最低修得単位
生産開発 工学専攻	工 業 (専修)	・教科及び教科の指導法に関する科目 36 単位 ・教育の基礎的理解に関する科目 10 単位 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科目 8 単位 ・教育実践に関する科目 5 単位 ・教育職員免許法施行規則 第 66 条の 6 に定める科目 8 単位	・大学が独自に設定 する科目 24 単位

6) 教育課程（大学が独自に設定する科目）

生産開発工学専攻

免許法施行規則に定める 科目名及び最低修得単位	開講科目名及び単位			
大学が独自に設定する科目 (教科及び教科の指導法に 関する科目) 24 単位	機能性材料科学特論	2	生体信号処理特論	2
	環境調和材料特論	2	サイバネティクス	2
	化学工学特論	2	建築環境設備設計特論	2
	微生物工学特論	2	建築環境制御学特論	2
	シミュレーション工学特論	2	建築計画学特論	2
	医用・福祉工学	2	建築材料学特論	2
	計測制御工学特論	2	建築防災学特論	2
	動的システム特論	2	都市計画学特論	2
	先端生産システム特論	2	応用数学特論	2
	電気電子回路特論	2	物性工学概論	2
	通信・ネットワーク工学特論	2		